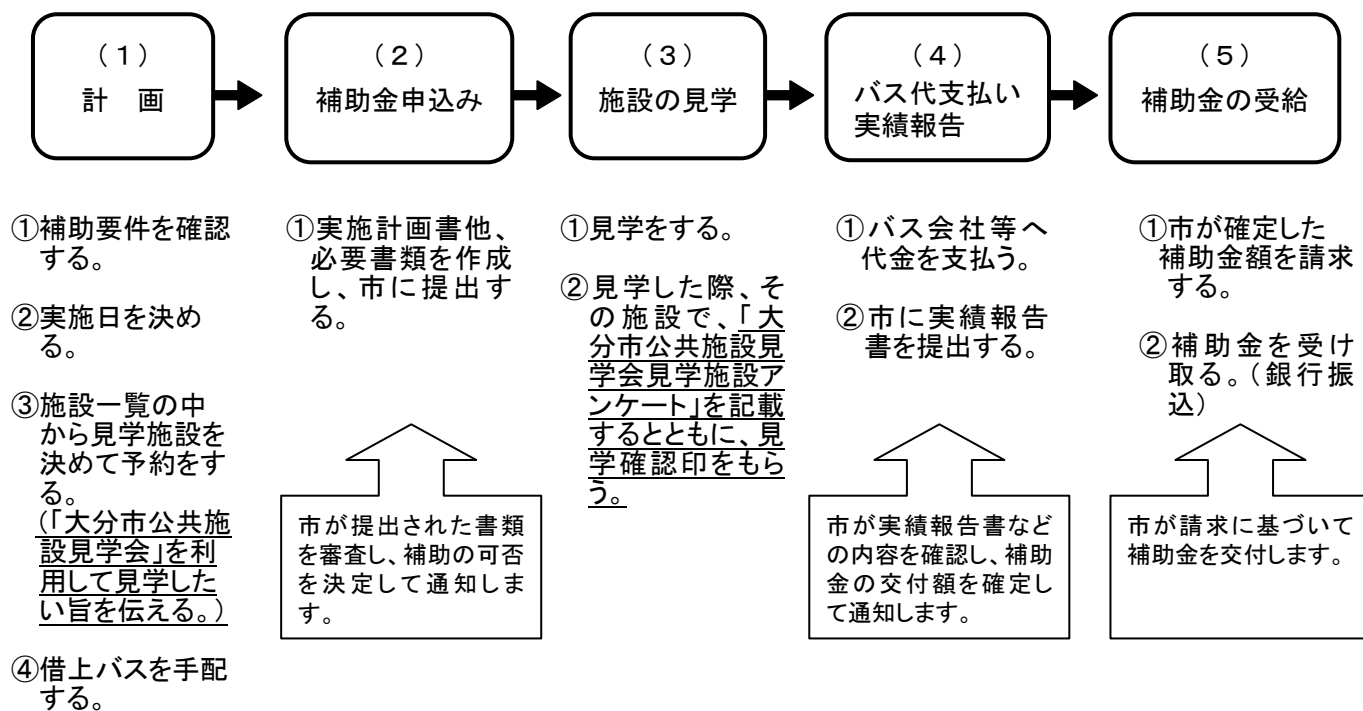


大分市の公共施設の見学を希望される皆さんへ

(「大分市公共施設見学会」バス補助金交付について)

「大分市公共施設見学会」の目的は、市民等の皆さまに大分市の公共施設を見学してもらうことにより、市政に対する理解と関心を深めていただくことです。
そのために、皆さまが見学の際に使用するバスの借り上げ料の一部を補助します。

◇ 手続きの流れ ◇ ～見学会を希望される方が行う手順を以下に説明しています～



大分市の公共施設の見学を希望される方は、この要項に沿って
手続きを行ってください。

1 対象団体

- ① 大分市民または大分市内に通勤し、若しくは通学する方で構成されている団体であること。
- ② 宗教活動、政治活動又は営利を目的とした活動を行なう団体でないこと。
また、企業の研修、学校・保育所等の遠足等や公民館が募集するツアーも対象になりません。
注) **補助は1団体1年度内に1回限りとします。**

2 対象事業

(1) 要件

- ① 20人以上が参加すること。
注) 当日の参加者が20人未満になった場合は補助の対象になりません。
- ② 市長が別に指定する公共施設(見学対象施設)を2箇所以上、見学すること。
- ③ バス借上げ料について他の制度による助成を受けていないこと。
- ④ 1日の行程で実施すること。
注) **1施設等につき、概ね1時間の見学を行ってください。**
なお、見学にあたっては、施設職員等の説明を受けるようにしてください。

(2) 見学対象施設

別表1のとおり

(3) 利用バス

民間の貸切バスを団体で直接借上げてください。

※定員20人以上のバスに限り補助の対象になります。

注) 道路運送法により、運転手付きのレンタルや、レンタカー事業者による特定の運転手の紹介斡旋などは禁じられていますので、ご注意ください。

3 補助金額

バス借上げ料の2分の1(その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。)とし、**50,000円を限度**とします。

注) 補助の対象となるバス借上料には、消費税、通行料、駐車料、ガイド料を含みません。

4 申請手続き

(1) 見学の計画

申請団体が日程、見学施設を決め、見学希望施設等に対し、「大分市公共施設見学会」を利用した見学である旨を伝えた上で、見学当日の受け入れが可能かどうかを**必ず確認し、見学申込(予約)をしてください。**

(2) 申請方法

バス会社と打ち合わせをしていただいた後、申請団体の代表者又は構成員の方が、次の提出書類を郵送もしくは持参のうえ、提出してください。電話予約は受け付けていません。

注) 同一団体の複数申請は認められませんので、ご注意ください。

提出先 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
 大分市役所 広聴広報課（市役所本庁舎3階）
 電話番号 097-537-5601（直通）

【提出書類】

ア. 大分市公共施設見学会 補助金交付申請書（様式第1号）

※申請書には、団体代表者印（法人格を有する団体は法人代表者印、法人格を有しない団体は代表者の個人印）の押印が必要です。

例：法人格を有しない自治会・協議会等の団体印（〇〇自治会）や団体代表者印（〇〇自治会会長▲▲▲▲）は無効ですので、必ず代表者の個人印を押印してください。

※ここで使用した印鑑と「大分市公共施設見学会」で提出を求める他の書類（補助金交付請求書等）で使用する印鑑は、すべて同一のものにしてください。

イ. 大分市公共施設見学会 実施計画書（書式A）

※担当者連絡先は、平日昼間に連絡可能な電話番号（携帯電話でも可）をご記入ください。

※見学コースを裏面の見学コース行程表に記載いただくか、別途行程表を添付してください。

ウ. 借り上げバス料金の見積書(写し)

※見積書の様式は自由ですが、消費税額を除いたバス借り上げ料の単価が明記されているものがが必要です。

- * ご不明な点は、市役所広聴広報課へお問い合わせください。
- * 提出いただいた書類は、計画を中止される場合などでも原則返却いたしません。

（3）見学希望月と申込期間

見学希望月	申込（補助金交付申請）期間	見学希望月	申込（補助金交付申請）期間
4月	2月1日～2月末日	10月	8月1日～8月31日
5月	3月1日～3月31日	11月	9月1日～9月30日
6月	4月1日～4月30日	12月	10月1日～10月31日
7月	5月1日～5月31日	1月	11月1日～11月30日
8月	6月1日～6月30日	2月	12月1日～12月28日
9月	7月1日～7月31日	3月	1月4日～1月31日

* 申込受付については、土日・祝日は除きます。

5 補助団体の決定・通知

(1) 決定の方法

申請受付後、市が審査のうえ決定します。

(2) 交付決定の通知

補助を決定した団体には、下記の書類一式を送付します。

(補助が決定しなかった団体にもその旨、通知します。)

- ・ 「大分市公共施設見学会」補助金交付要綱
- ・ 「大分市公共施設見学会」補助金交付決定通知書(様式第2号)
- ・ 「大分市公共施設見学会」実績報告書(様式第5号)
- ・ 「大分市公共施設見学会」実施状況確認表(様式第6号)
- ・ 「大分市公共施設見学会」補助金交付請求書(様式第8号)
- ・ 「大分市公共施設見学会」見学施設アンケート(書式B)

※決定後にやむを得ず計画を変更・中止せざるを得ない場合の提出書類として、「補助金交付変更申請書(様式第3号)」及び「中止届出書(様式第4号)」も同封します。

6 補助決定後の手続き

(1) 見学日までにさせていただくこと(計画に変更等が生じた場合のみ)

① 実施計画の変更

やむを得ない事情により、当初に申請された実施計画の変更を行おうとする場合(以下に記載する軽微な変更を除く。)は、速やかに**大分市公共施設見学会 補助金交付変更申請書(様式第3号)**を市(広聴広報課)に提出してください。その際、見学行程表など、変更内容がわかる資料を添付してください。

なお、軽微な変更(参加人数の変更等)の場合には、省略できる場合がありますので、ご不明な点は市(広聴広報課)へお問い合わせください。

*** 軽微な変更**

- ① 見学実施日の変更(ただし、同一月内での変更に限る。)
- ② 補助対象経費の増減(ただし、交付決定された補助金額の変更を生じない場合に限る。)
- ③ 参加人数の増減(ただし、増減後も参加人数が20人以上となること。)
- ④ 見学時間の増減

② 実施の中止(実施計画の変更によって補助要件を満たさなくなった場合を含む。)

やむを得ない事情により、当初に申請された実施計画を中止される場合は、速やかに**大分市公共施設見学会 中止届出書(様式第4号)**を市(広聴広報課)に提出してください。

* 計画を変更又は中止される場合は、見学申込(見学予定先)施設にも必ずご連絡ください。

(2) 見学時にさせていただくこと

① 大分市公共施設見学会 見学施設アンケート(書式B)の作成と提出

代表者(又は幹事)の方は、大分市公共施設見学会 見学施設アンケート(書式B)を携行し、施設

見学の終了後、速やかに参加者の方の意見等をお聞きいただき、その結果を取りまとめて記入のうえ、後日、大分市公共施設見学会 実績報告書（様式第5号）とともに市（広聴広報課）へ提出してください。

② 大分市公共施設見学会 実施状況確認表（様式第6号）への押印

代表者（又は幹事）の方は、大分市公共施設見学会 実施状況確認表（様式第6号）を携行し、施設見学終了後、見学した施設の案内担当者等に提示して見学確認印の押印を受けてください。

この確認表は、後日、大分市公共施設見学会 実績報告書（様式第5号）とともに市（広聴広報課）へ提出していただきます。

(3) 見学終了後にしていただくこと

① バス借上料の支払い

バス借上料（全額）を含めた経費をバス会社等にお支払いください。

市の補助金は、実施状況確認後、実施団体の請求に基づき、団体指定の金融機関の口座へ振り込みます。

② 実績報告書の提出

見学終了後1ヵ月以内に、以下の実績報告書一式を申請団体の代表者又は構成員の方が市（広聴広報課）に提出（郵送も可）してください。

[実績報告書一式としてご提出いただく書類]

ア. 大分市公共施設見学会 実績報告書（様式第5号）

イ. 大分市公共施設見学会 実施状況確認表（様式第6号）

注）当日運行したバスナンバー（自動車登録番号）も記載してください。

ウ. 大分市公共施設見学会 見学施設アンケート（書式B）

エ. 団体がバス会社にお支払いになった経費全額の明細が記載された領収書の写し

* 上記書類が提出された後、市はその内容を確認して補助金の交付額を確定し、大分市公共施設見学会 補助金確定通知書（様式第7号）により通知します。

* 実績報告書一式の提出がないと補助金の交付額を決定することができませんので、施設見学会実施後速やかに（見学終了後1ヵ月以内に）提出してください。

③ 補助金請求書の提出 → 補助金の受け取り

市から大分市公共施設見学会 補助金額確定通知書（様式第7号）を受けた後、大分市公共施設見学会 補助金交付請求書（様式第8号）を市（広聴広報課）に提出してください。

注）補助金請求書を提出していただく際、補助金の振り込み先通帳の金融機関名及び支店名、口座名義人、口座番号がわかるよう、通帳のコピーを添付してください。

注）請求書の提出により補助金を振り込みますので、速やかに提出してください。

7 その他

(1) 保険加入

万一、貸切バス等で交通事故等が発生した場合、市は責任を負いかねますので保険に加入されるなどの対策を講じておかれることをお勧めします。

(2) 不正行為等

正当な理由がなく申請書記載のとおりに見学を実施されていないことが判明した場合や、不正行為があった場合には、補助金交付要綱に基づき当該実施団体から補助金を返還いただくほか、当該事実が判明した年度と翌年度、当該実施団体による「大分市公共施設見学会」の実施を承認しません。

また、旅行社等が、実施団体の不正行為を助長する行為を行っていた場合は、事実が判明した日から2ヵ年の間、当該バス会社を利用した「大分市公共施設見学会」の実施を承認しません。

8 お問い合わせ・申請・補助金交付等の担当窓口

大分市役所広聴広報課（電話番号 097-537-5601）へ申請・お問い合わせください。

受付日時：月曜日から金曜日まで 9:00～12:00、13:00～17:15

〔※祝日、年末年始を除く。〕